

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	川西市情報公開審査会(第 105 回)		
事務局(担当課)	総務部 情報政策室 内線(2331)		
開催日時	平成 29 年 2 月 1 日(水)午後 6 時 00 分～午後 6 時 50 分		
開催場所	本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	坂井委員・津田委員・平山委員・水鳥委員 以上 4 名 (欠席:吉川委員)	
	事務局	大森部長・木村室長・足立副主幹・越智主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 正副会長の選任について 2 川西市情報公開審査会・個人情報保護審査会について 3 その他		
会議結果	(1) 正副会長の選任については、事務局推薦により、会長に水鳥委員、副会長に津田委員が選出される。 (2) 川西市情報公開審査会・個人情報保護審査会について事務局より説明を行った。 (3) 存否応答拒否事案について事務局より報告を行った。		

審議経過

事務局	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今から「第105回川西市情報公開審査会」を始めさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、また夜分にもかかわりませず、川西市情報公開審査会にご出席くださいまして、ありがとうございます。</p> <p>本日は、10月1日から平成32年9月30日までの新たな4年間の任期で初めての会議となりますことから、新たに今期の会長が決まりますまでの間、進行役を務めさせていただきます、総務部情報政策室の足立でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、大塩市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
市長	<p>大塩市長 挨拶</p>
事務局	<p>続きましては、本審査会委員の委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>お配りしている名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願いまして、大塩市長より、委嘱状の交付を受けていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱辞令交付</p>
事務局	<p>次に、今期から新たに就任されました2名の委員をお迎えしておりますことから、ここで、委員の皆さまから、簡単で結構ですので自己紹介をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。それでは、名簿順の「坂井委員」から、順にお願いいたします。</p> <p>各委員自己紹介</p>
事務局	<p>なお、従前よりご就任いただいていた「吉川委員」でございますが、今期におきましても、就任のご承諾をいただいております。本日は、都合によりご欠席ということでございますが、あわせて お含みおきくださいますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きましては、この場をお借りし、今年度の事務局職員の紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p>事務局職員紹介</p>
事務局	<p>ここでお断りがございます。大塩市長は本日所用のため、これもちまして退席させていただきます。どうかご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>大塩市長 退席</p>
事務局	<p>それでは、お手元のレジュメに挙げております協議事項の1番目、当審査会の会長及び副会長の選出を行って参りたいと存じます。</p> <p>川西市情報公開審査会規則並びに個人情報保護審査会規則の規定に基づきまして、会長</p>

は審査会の会務を総理し、また、副会長は会長を補佐し、会長が欠けた場合の職務代理を行っていただくこととなります。

まずは会長の選出につきましてですが、同規則の規定により、「委員の互選によりこれを定める」こととされていますので、委員の皆さまにご意見をお伺いしたいと存じますが、本日はお二人の委員の方が初めての顔合わせでもございますので、なかなか難しいとは思いますが、特にご意見もないようでしたら、「会長及び副会長につきましては、事務局から推薦させていただいたうえ、ご承認を得たいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事務局

ありがとうございます。では、事務局の方からご提案させていただきたいと思えます。

それでは、会長には「水鳥能伸委員」、また、副会長には「津田和之委員」をご推薦させていただきますが、ご承認いただけますでしょうか。

承認

事務局

それでは、ご承認いただきましたので会長を水鳥能伸委員、副会長を津田和之委員にお引き受けいただくことといたします。水鳥委員、津田委員におかれましては恐れ入りますが会長席副会長席にそれぞれ移動をお願いいたします。

会長・副会長 席移動

事務局

それでは、今後の審査会の進行は会長をお願いしたいと存じます。議事の進行の前に、水鳥会長と津田副会長にはご就任に当たりましての一言を頂戴できましてはと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長・副会長 挨拶

会長

それでは、本日のレジュメにあります、2番目以降の協議事項に入って参ります。

協議事項の2.の「情報公開審査会・個人情報保護審査会について」についてであります。

本日は、第7期に入りまして初めての審査会ということでありまして、また今期は、2名の委員を新たにお迎えしたということでもありますので、協議事項2.「情報公開審査会・個人情報保護審査会について」につきましては、本審査会はどのような事項について調査・審議を行うのか、またこれまでどのような流れで案件を処理してきたのかなどの基本的な事項をこの機会に改めて確認するというような内容としたいと思えます。

具体的な説明は事務局の方に行っていただいて、それに対しての質疑等があれば、委員の中で意見を出し合ったり、又は事務局の方でお答えいただいたり、そのような形で進めて参りたいと思えますのでよろしくお願い致します。それでは、まずは事務局に対して、ご説明を求めます。

事務局 概要説明

会長 本審査会の概略についての説明を事務局から受けたわけですが、何かご質問、ご意見等がありましたら、遠慮なくせっかくの機会です。もう今後審査会もないかもしれませんので、一期一会ではありませんが、案件がこれまでの期間一件もでてこなかったというのは、おそらく不服とか異議申立てをしようかなという、そういう意思をお持ちの方はあったでしょうが、その後の対応で満足を得た形でそんなふうには。

事務局 そうですね、実を申しますと、この審査会の事務自体が情報政策室に参りましたのが今年からでありますので、それまでの話は前担当から、お聞きした内容でしかわからないところではあるんですけど、去年以前の話としては、いずれにしても情報保有課と請求されてる方と最終お話しされて、ご納得されたうえでということで、今のところは出てきていない状況であります。

会長 なるほど。
委員は尼崎の方でも委員を長くされてきたということですのでそのあたりで何か。

委員 資料を拝見しますと、情報公開自体は結構な件数があって、特に平成22年から24年にかけては相当数あると思うんですが、22年から24年は非常に件数が多かったのは何か事情があるんですか。

事務局 こちらでお聞きしてる範囲の話では、建築関係の資料を業者さんのほうから公開請求というものが、かなり多くの件数の割合を占めていたんですけど、それについては台帳で閲覧等ができるような形で公開を進めることで請求としてはその分の件数が減るようなことで、最近の数字が推移してるような状態です。

会長 尼崎だったらどうですか。

委員 確か3部会にわかれていて、部会でそれぞれ担当があって審議していくような形でないと回っていけないぐらいの件数がある。常時、各部会が1件ぐらいは案件を抱えてるんだろうと思います。

会長 差支えなければ後学のために、出てくる案件の傾向とかそういうのは、

委員 特別、傾向はないように思いますけど、色々な案件がありますので、動物愛護の関係で殺処分した動物の頭数に関する資料を公開請求されてるかと思えば、高齢者施設に関する資料を公開請求もあつたりとか。

会長 それが異議申立というかたちですか。

委員 はい、一部開示になったりすると、その部分を開示せよという形で不服申立があるんで、色

	<p>んな案件があります。</p> <p>特定の方が大量にというのは確かに建築に関するものに関しては、やはり同じくらいの頃に大量に特定の業者さんが大量に請求する案件ですよね。それは尼崎市さんでもありまして、それに対する対策を、たぶん尼崎市さんでもとられたんだと思うんですけど、ひとつの会社が大量請求する案件がありましてね。特に不服申し立てが沢山出たわけではないんですけど、その中でいくつかをピックアップして尼崎市さんでは不服申し立てしてきましたね、その方。でも川西市さんではされてないんですよね、この人。同じ方かどうかわからないんですけど大量に請求されてる方が特定の方がおられまして。</p>
会 長	<p>なかなか興味ある(お話で)。 委員、他に何か。</p>
委 員	<p>数字のことが、先ほど少し気にはなったのですけれども、あの時ご説明いただきましたんで。</p>
委 員	<p>これ(資料)を見てますと、取り下げられている件数もあるんですけど、これは何かあるんですか。これはもうなかなか公開が難しいということで本人が納得されたとか。</p>
事 務 局	<p>そうですね、こちらもすべて今把握してるわけではないところはあるんですけど、請求している文書自体がもう存在しないというのが、こちらでお話を聞きしていく中で明らかになった場合で、それだったら取り下げますというのが何件かあったというのをお聞きしています。</p>
委 員	<p>あと、それから今回行政不服審査法が改正になって、そこにある審理員制度は条例で除外されてるといことなんでしょうか。この情報公開についての審査請求については審理員を設けないと。</p>
事 務 局	<p>はい、設けないということで。</p>
委 員	<p>その場合に、ただ審理員を設けなくても、この審査会とは別の審査手続きの中で、いわゆる審理員が任命された場合と同じように意見陳述とかあれば対応しないといけないとなってるかと思うんですけど、その意見陳述とこの情報公開審査会の意見陳述との間で何か整理は考えられてるんでしょうか。いくつかの市でちょっと実は聞かれたりしたことあって、その場合に要は審査庁での意見陳述の機会というのは本人が言ってこない限りは任意的にして、従来どおり情報公開審査会の中でやるのか、それとも、その事前の手続きの中でも本人に対して意見陳述の有無を確認して、そこでもやってまた審査会でもやるということを知りたりしてるんですけど、そのあたりは何か整理されてるんでしょうか。</p>
事 務 局	<p>無いですねうちの場合は基本的に情報公開審査会の中で全部やっていくという形を想定していますので。</p>
会 長	<p>先生が、ご存知の他市の状況は。</p>

<p>委員</p>	<p>恐らく制度の建てつけ自体は審理員ではなくても事前の審議手続きの中で口頭意見陳述の申し立てがあれば、それについては与えない(いけない)という義務があるんですが、従来は情報公開審査会は、その審査会の中で意見陳述の場をずっと与えてきているというのがありますんで、そこについて西宮市はなんかであれば恐らく本人に対して反論書の提出を求めるときに、普通であれば普通の不服申し立てであれば意見陳述をしますかと思確認をするんですが敢えてしないと、ただ本人が言ってくればその場で与えるんだけど、言ってくれば与えずにこの情報公開審査会の場で本人に対して機会があれば言ってもらって処理をするというように聞いているんですが、恐らくそういう形に。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。</p>
<p>会長</p>	<p>ということは簡素な形で、機会がある場合でなければ…。</p>
<p>委員</p>	<p>いや、向こうから申し立てがあればやらなければいけないんですが、ただ通常の情報公開審査会の場合は従来よりこの審査会の場で、新しい制度のなかでは審理員と審査会の両方、2回の意見陳述の場があるんですが、どう申し上げたらいいんですかね、情報公開審査会の場合はもともと第三者委員会の場合という審査会の場で意見陳述をする方が本人にとっては、公平性というか、より透明性が図られるという意識が元々ある中で、その部分の前の機会をどちらかという一部もうやめるわけじゃないんですけど、希望があるとやらなければいけないんですが積極的にせず、その前の段階で与えるということより、今までの方がより制度が充実しているんで、できる限りそちらでいくということだと思います。うまく説明ができてないんですが。</p>
<p>会長</p>	<p>いや、よく理解できます。情報公開審査会の方がより第三者的な立場に立って、申立人の利益を尊重できるような形で運営されるということで、そちらの方へ集約するということは、一つの方向性としては、どちらかといえば好ましいかもしれない。</p>
<p>委員</p>	<p>もちろん申し立てがあればやらなければいけないんですが、できる限りこちらの方で集約をしてやるということだろうかと思ってます。</p>
<p>会長</p>	<p>余程、出たがり・言いたがり・喋りたがりじゃない限りは、どちらか一つという感じであれば公平性が担保できる方が本人にとってはいいことかもしれないですね、ありがとうございました。</p> <p>他に何か、審議会というのがありましたけど、当審査会は先ほど事務局の説明でもありましたように、(情報公開制度についての)何か新しくこの条例等を改正する場合には、今度は審査会ではなしに審議会として機能して、それで答申等で意見を述べる。そういう役割になっているということになります。</p> <p>事務局の方で何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありません。</p>

<p>会 長</p>	<p>それでは、また今後、何らか機会等に、ご質問ご意見等ありましたら伺うということにして、次に進めさせていただきます。</p> <p>レジュメの最後にあります「その他」を事務局から。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは事務局から一点、先ほど資料の確認の時に申しました報告事項ということでA4の横に票が連なっている用紙があるかと思しますのでそれをご覧いただけますでしょうか。</p> <p>これは審査会への報告案件であります存否応答拒否事案が発生しましたため、川西市公開条例9条第2項の規定に基づきまして審査会のほうに報告するという事になっておりますので、今回この場をお借りしまして報告させていただく形を取らせていただいております。</p> <p>それでは、お手元の報告事項ご覧ください。こちらはこの1月5日付で公開請求のありました都市整備部のまちづくり指導室建築指導課の案件に当たります。請求人はある特定の住所における違法建築に関するすべての資料についてという文書の開示請求を求められたものです。この表の請求内容のところ、と記載されておりますが、ここが請求人さんが希望された、ある特定の住所というものが本来入っていたところですけど、今回報告の中では伏せさせていただいている形であります。ここで言います違法建築とは、建築基準法に違反する違法建築物のことを指します。それに関するすべての資料とは建築基準法第9条に基づく違反建築物に対する是正指導や連絡調整に係る資料等を公開してほしいということでありました。実施機関では、これら存否を答えることにより特定の建築物に関しまして建築基準法9条の規定による何らかの是正指導や連絡調整等の有無をこたえてしまうことになり当該建築物が違反してるかどうかを考えさせてしまうということにより、所有している事業者の競争上の地位、その他正当な利益を明らかに害してしまう恐れがありますから、2号の非開示情報に該当するとして1月17日に存否応答拒否の決定を行ったところであります。請求人には1月20日に決定通知書を手渡したところであります。以上が存否応答案件であります。</p> <p>あと、直接この案件とは関係ないんですけど、この後、猪名川上流広域ごみ処理施設組合の情報公開審査会に関しまして委嘱状交付等の手続きをさせていただきたいと事務局から聞いておりますので、引き続きこの審査会が終わりましてもこの場に残っていただくかたちになります。さほどお時間はかからないというのは聞いてますので連絡事項としてその点だけお伝えさせていただきます、以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>一つだけ確認させていただきたいのですが、報告事項の存否応答拒否については、今後何か展開を望まれているのですか</p>
<p>事 務 局</p>	<p>現在、請求された方の話では、これについて申し立てをすとかの意向としてはおっしゃっていないです。ただし、3か月間は当然申し立ての期間がありますので、それについては請求された方がどうされるかということがありますが、今のところはこの件について不服申し立てをきてという話ではないです。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。他の委員の方で何か。</p>
<p>委 員</p>	<p>一点だけ、この建築物の方、今の事由を見ていますと法人等当該個人の競争上の地位とあ</p>

<p>事務局 委員 会長</p>	<p>りますがここでの個人というのは確か事業を営む方という前提だったと思うんですけど、2号ということですね、そこについてはこの方事業を営まれている若しくは法人の方ということで。</p> <p>そうです、実施機関からは店舗ということで伺っています。</p> <p>わかりました。</p> <p>他にないようですので、以上をもちまして第105回川西市情報公開審査会を閉会します。どうも、本日はありがとうございました。</p>
--------------------------	--